

「家庭用品品質表示法の電気機械器具品質表示規程の一部を改正する
消費者庁告示案」に対するパブリックコメントの募集結果について

平成25年11月1日
消費者庁

「家庭用品品質表示法の電気機械器具品質表示規程の一部を改正する消費者
庁告示案」について御意見を募集したところ、別紙のとおり御意見が寄せられ
ましたのでお知らせいたします。なお、他の事項に関する御意見が14件寄せ
られました。

- ・実施期間： 平成25年9月6日（金）から同年10月6日（日）
- ・提出方法： 郵送、ファックス、電子メール
- ・提出件数： 4件

別紙

御意見の概要	件数	考え方
意見ありません。	1	本件について問題無い旨の御意見であると理解します。
従来の表示と紛らわしくならないようにしてほしい。	3	表示の紛れを抑えるため、事業者の準備期間も考慮し、従来の表示ができる期間を1年限り（平成26年10月31日まで）としております。